

DMG MORI CSR 調達ガイドライン

第 1 版

2023 年 6 月 1 日

DMG MORI

内容

条項

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 人権と多様性 | 2 |
| 2. 従業員の安全と健康 | 4 |
| 3. 環境保護 | 5 |
| 4. 製品の安全と品質 | 6 |
| 5. 贈収賄と汚職 | 7 |
| 6. 不公正な商習慣 | 8 |
| 7. 情報セキュリティとデータ保護 | 9 |
| 8. 事業継続計画 | 10 |
| 9. サプライチェーンマネジメント | 11 |
| 10. 従業員教育 | 12 |
| 11. 自主点検及び DMG MORI への協力 | 13 |
| 12. 遵守基準 | 14 |
| 13. 違反对応 | 15 |
| 14. 問い合わせ窓口 | 16 |

このガイドラインについて

近年、企業の社会的責任（以下「CSR」といいます）に対する関心が世界的に高まっており、人権、法令遵守、環境保全、地域社会への貢献など、非財務的な取り組みが重視されるようになっていきます。

弊社は、これまでも「責任ある企業市民として地域、社会に貢献する」、「環境資源を大切にし、地球環境を守る」、「高い倫理観を持って、社会良識に準拠した企業活動を行う」という経営理念のもと、社会の問題解決と持続可能な社会へ貢献を果たすことを目指してきました。しかし、一層多様化するステークホルダーの要求に応えるには、サプライチェーン全体を通じた取り組みが不可欠です。

そこで、弊社は CSR 調達ガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます）を制定し、すべてのお取引先様にガイドラインに沿った CSR 活動の実践をお願いすることと致しました。今後、ガイドラインに沿って弊社から定期的なデューデリジェンスを実施させていただきます。CSR 活動に基づく付加価値向上を実現することがサプライチェーン全体の共存共栄につながりますので、お取引先の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

このガイドラインでは、

「**サプライヤ**」とは、DMG 森精機株式会社または DMG MORI グループの 1 社以上に製品またはサービスを提供する企業、合名会社または個人を意味します。

「**協力会社**」とは、サプライヤのサプライチェーン上に存在し、DMG MORI に製品またはサービスを納入または提供するために必要なサプライヤ（Tier N 及び Tier N+1 を含む）、ベンダー、代理店および下請業者を意味します。

1. 人権と多様性

- 1.1 **奴隷制、人身売買、児童労働** サプライヤは、サプライチェーンのいかなる部分においても、最新の奴隷および人身売買防止に関するすべての適用法、法令、規制、規範に違反する条件で労働者を使用してはならないものとします。これには、強制労働、児童労働、奴隷労働、年季奉公、囚人労働、およびあらゆる形態の強制、欺瞞、心理的・身体的脅威に基づく労働を支援、関与、要求しないことが含まれます。サプライヤは、職場の共通言語が第一言語でない従業員、言語や精神上的の障害を有する従業員、その他自由に意思表示をすることに関して制約が存在する従業員に対しては、労働条件を提示する際や業務上の指示(安全・衛生に関わる指示を含むがこれに限らない)を実施する際に、本人の理解度に合わせた配慮を行い、本ガイドラインが禁ずる労働(実際または疑い)の発生を防止するものとします。
- 1.2 **人権** サプライヤは、国際人権規約、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に示された基本的管理に関する原則、OECDの「多国籍企業行動指針」、国際労働機関の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」を含む、国際的に認められた基本的人権のすべてを遵守するものとします。
- 1.3 **機会均等** サプライヤは、人種、肌の色、国籍、性別、性自認、性的指向、宗教、年齢、婚姻または妊娠の状況、身体または精神障害、あるいは法律で要求または許可される配慮を条件として労働者が有する業務遂行能力以外の特性に基づいて、雇用、報酬、研修、昇進・昇格、解雇、退職を含むあらゆる雇用慣行において差別してはならないものとします。
- 1.4 **多様性** サプライヤは、多様性、公平性、包括性が重視され、誰もが尊厳と尊敬をもって扱われる職場文化を創造することとします。サプライヤは、人間のものの見方には無意識の歪みや偏りが存在することを認識し、年齢、国籍、民族、性別、教育水準、文化等の異なる観点を有する従業員を、あらゆるレベルの意思決定に含めるよう努めるものとします。
- 1.5 **結社および団体交渉の自由** サプライヤは、労働組合を結成加入、または団体交渉に従事する権利を含む、労働者が自ら選択した団体に合法的に所属するかどうかを決定する権利を尊重し、これを妨害してはならないものとします。
- 1.6 **賃金と報酬** サプライヤは、すべての労働者に対し、最低でも以下の基準のうち最も高い基準を満たす賃金(時間外割増賃金を含む)と手当を支払うものとします。
- (a) 適用される法律で定められた最低賃金と手当
 - (b) 労働協約
 - (c) 業界標準
 - (d) 基本的な生活を送るのに十分な金額

1.7 **紛争鉱物** サプライヤが、錫、タンタル、タングステンまたは金を紛争地域及び高リスク地域から調達している場合、サプライヤは、その鉱物調達の実践を通じて紛争を助長することを避けるために、以下のすべてを遵守するものとします。

- (a) 強固な企業管理体制を構築すること。
- (b) サプライチェーンにおけるリスクを特定し、評価すること。
- (c) 特定されたリスクに対応するための戦略を立案し、実施すること。
- (d) 必要に応じて独立した第三者による監査を実施すること。
- (e) 紛争鉱物に関する発見事項と取り組みについて DMG MORI に年次報告すること。

2. 従業員の安全と健康

2.1 従業員の安全 サプライヤは、以下のすべてを遵守するものとします。

- (a) 安全、健康で、衛生的な労働環境を提供し、適用されるすべての安全衛生法および事業を行う地域で適用されるその他関連法令を遵守すること。
- (b) 労働者の危険や怪我を防止するために適切な措置を講じること。
- (c) 法律が許可する年齢未満の者が危険な作業を行うことを支援、補助、要求しないこと。危険な作業とは、その性質上または業務が行われる状況により、適切な保護がなされない場合、労働者の安全または健康に害を及ぼし得る、重大な危険性を伴うあらゆる労働を指すものとします。
- (d) 時間外労働を含む労働時間が法的に許容される限度を超えないようにすること。

2.2 従業員の健康 サプライヤは、従業員が心身の健康を保ちながら、よりやりがいのある充実した労働生活を送ることのできる企業組織となるために、以下のすべての行動を取るものとします。

- (a) 従業員の心身の健康上の課題が事業に与える影響を評価すること。
- (b) 従業員の心身の健康状態を改善するために講じるべき措置を特定し、実施すること。
- (c) 実施した施策の有効性を定期的に検証すること。
- (d) 従業員の心身の健康をさらに向上させ、より良い業績を達成するための施策を継続すること。

3. 環境保護

3.1 サプライヤは、以下を保証するものとします。

- (a) 自らの事業活動が、廃棄物処理、排出ガス・排水規制、化学・有害・毒性物質の取り扱いに関する(ただしこれに限定されない)法律および国際条約を含むすべての適用環境法令を遵守していること。
- (b) 自らが製造する製品(製品に必要な物資や部品を含む)が、すべての環境法および条約を遵守したものであること。
- (c) 土地、森林、水域を取得、開発、またはその他の方法で利用する場合、環境とそれに依存している人々への負の影響を最小限に抑えるための措置をとること。
- (d) 適用されるすべての環境法および条約を遵守する包装材のみを使用していること。

3.2 サプライヤは、温室効果ガスの排出から生じる地球温暖化や気候変動を含む様々な環境リスクを管理するために適切な環境管理体制を導入するものとします。この体制は、最低限、以下の項目すべてを含む必要があります。

- (a) すべての過去、現在、および将来起こりうる事業活動から生じる環境影響の査定。
- (b) 上記査定に基づいた削減目標(温室効果ガスに関する目標、環境負荷のある排出物や廃棄物に関する目標、環境資源(原材料、石油、電力、水資源等)の節約に関する目標を含むがこれに限らない)。
- (c) 上記削減目標の達成に必要な方策上記方策の定期的な結果検証。
- (d) 更なる環境負荷の削減に向けた新たな削減目標の設定と対策の継続。

4. 製品の安全と品質

4.1 サプライヤは、以下のすべてを保証するものとします。

- (a) 自らの製品およびサービスが、適用される安全規制(それよりも高い業界標準がある場合は当該業界標準)に準拠したものであること。
- (b) 自らの製品に、最終需要者が存在する国または地域において輸入、使用、もしくは、流通が禁止されている化学物質が含まれていないこと。
- (c) 自らの製品およびサービスに、その使用に関連する安全上のリスクに関する指示・警告が、平均的な使用者にわかりやすく、かつ、そのリスクの性質及び程度を適切に示す表現を用いて、目立つように表示されていること。
- (d) 自らの製品およびサービスの製造、流通および販売に関連する事業を行うために必要なすべての認証、資格、許認可を保持していること。
- (e) 高品質の製品およびサービスを供給するのに適切な品質保証体制と品質管理体制を有していること。

4.2 サプライヤは、自らの製品またはサービスに関連して危険または怪我が生じる可能性のある問題が特定もしくは予見される場合、直ちに DMG MORI に報告するものとします。

5. 贈収賄と汚職

5.1 サプライヤは、最高の倫理基準を維持し、贈収賄と汚職の防止に関連するすべての適用法、法令、規範、規制を遵守するものとします。サプライヤは、以下のいずれ項目に記載した事項も承諾、申出、約束、支払、許可または認可してはならないものとします。

- (a) 賄賂、便宜供与、キックバック、違法な政治献金、横領、詐欺、恐喝、もしくは縁故採用
- (b) 優位性を獲得または維持する動機に基づく、金銭、商品、サービス、贈答品、接待、雇用、契約、その他の価値のあるもの
- (c) その他の違法または不適切な支払もしくは利益供与

6. 不公正な商習慣

サプライヤは、競合他社との協調行動や情報共有、価格操作、入札談合に関する行為などに関して適用されるすべての競争法を遵守するものとします。

7. 情報セキュリティとデータ保護

- 7.1 DMG MORI とサプライヤの間の契約に記載があるなしに関わらず、サプライヤは、以下のすべての事項を実施するものとします。
- (a) サプライヤのシステム(物理的、オンラインまたは電子的なシステムを含む)に保管されている機密情報(DMG MORI に帰属する、または DMG MORI が提供する情報を含む)の完全性と機密性を保護すること。
 - (b) 開示当事者もしくは適用されるデータ保護法令が許可する目的以外のいかなる目的にも機密情報を使用しないこと。
 - (c) 第三者による機密情報への不正アクセスを確実に防止すること。
- 7.2 サプライヤは、DMG MORI に代わって個人情報を処理する場合、適用されるすべての個人情報保護法令を遵守するものとします。
- 7.3 サプライヤは、DMG MORI に帰属するもしくは DMG MORI が提供した機密情報、または DMG MORI に代わって処理していた個人情報に関して、情報セキュリティインシデント(実際または疑い)を認識した場合、直ちに被害の拡大を防止し、DMG MORI に報告を実施し、対応策を協議するものとします。

8. 事業継続計画

- 8.1 サプライヤは、計画外の中断や事象（火災や地震などの自然災害を含むがこれに限定されない）が、DMG MORI への製品またはサービスの供給能力に重大な影響を及ぼす事態を最小化することを目的とした事業継続および災害復旧計画（以下、「事業継続計画」といいます）を策定するものとします。
- 8.2 サプライヤは、定期的に、少なくとも12ヶ月に1回事業継続計画に沿った従業員訓練を行うと共に、その内容および手順が正確、有効、適切であることを確認するものとします。
- 8.3 サプライヤは、定期的に事業がさらされているリスクを再評価し、新たに特定された中断や事象に関して事業継続計画を更新するものとします。

9. サプライチェーンマネジメント

9.1 サプライヤは、DMG MORI の上流サプライチェーンの一部を構成する協力会社について、このガイドラインの関連条項を遵守することを確認するための適切なデューデリジェンスを実施するものとします。デューデリジェンスには、最低限以下の実施項目を含むものとします。

- (a) 人権、労働者の待遇、贈収賄、倫理的行動、環境査定に関するサプライヤの態度、公表文書、行動に関する調査
- (b) 原材料、部品、または完成品を調達する国のリスク査定

10. 従業員教育

- 10.1 サプライヤは、従業員に本ガイドラインの要件又はそれに準拠する基準の遵守を義務付ける社内規程を制定するものとします。
- 10.2 サプライヤは、その従業員に対して、10.1 項に定める社内規程の趣旨を確実に認識させるための教育を実施するものとします。

11. 自主点検及び DMG MORI への協力

- 11.1 サプライヤは、本ガイドラインの遵守状況を定期的に自主点検するものとします。
- 11.2 サプライヤは、誠実な意図をもって、本ガイドラインの違反もしくは違反を疑われる行動を報告した、または本ガイドラインに関する問い合わせを行ったサプライヤの従業員または協力会社に対して、報復または懲戒処分を行ってはならないものとします。
- 11.3 サプライヤは、DMG MORI のデューデリジェンス上の要請(サプライヤが本ガイドラインを遵守していることを確認するためのアンケートや監査)に協力するものとします。

12. 遵守基準

- 12.1 サプライヤは、DMG MORI との契約を履行するにあたり、本ガイドラインの定めおよび事業を行う地域のすべての適用法令を遵守するものとします。
- 12.2 適用される法令、当事者間の合意、DMG MORI グループの 1 社または複数の会社が定める追加基準、および本ガイドラインの間に矛盾がある場合、サプライヤは、最も厳しい基準を満たすものとします。
- 12.3 DMG MORI は、変更後の書面をウェブサイト上で公開することにより、本ガイドラインを随時変更する権利を有します。

13. 違反対応

- 13.1 DMG MORI がサプライヤまたはその協力会社による本ガイドラインの違反(実際または疑い)を認識した場合、または、本ガイドラインに対する違反(実際または疑い)に関する報告を受けた場合、DMG MORI 及びサプライヤは、特定された課題に関して、情報交換もしくは対話の機会を設けるものとします。
- 13.2 上記に関わらず、DMG MORI がサプライヤまたはその協力会社による本ガイドラインの違反が重大であると判断した場合には、DMG MORI はサプライヤに対し、本ガイドラインの遵守につながる改善計画を作成を要請し、その要請を受けてから1ヶ月以内にDMG MORI に提示するよう要求することができるものとします。
- 13.3 サプライヤがこの期間内に改善計画を作成しない場合、サプライヤもしくはその協力会社が合理的な期間内に改善計画を実施しない場合、または、サプライヤもしくはその協力会社による本ガイドラインの違反が契約当事者間の信頼関係を破壊しているとDMG MORI が判断する場合、DMG MORI は、取引の停止を行う場合があります。

14. 問い合わせ窓口

本ガイドラインの内容に関してご質問またはご相談がある場合は、DMG 森精機株式会社購買物流統括部(mori_kobai@dmgmori.co.jp)までご連絡ください。

版数管理

| 版数 | 改訂・発行日 |
|-----|-----------|
| 1.0 | 2023年6月1日 |
| | |
| | |